

5 2022  
May

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
1 仏滅 預金管理状況報告の提出	2 大安 労働者死傷病報告(休業4日未満)の提出(1月~3月分) 外国人雇用状況届出書(3月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(3月分)	3 赤口 憲法記念日	4 先勝 みどりの日	5 友引 こどもの日	6 先負	7 仏滅
8 大安	9 赤口	10 先勝 4月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(4月雇入分)	11 友引	12 先負	13 仏滅	14 大安
15 赤口	16 先勝	17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口
22 先勝	23 友引	24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝
29 友引	30 大安	31 赤口 個人住民税の特別徴収額の通知 外国人雇用状況届出書(4月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(4月分)				

2022 6 日 月 火 水 木 金 土

5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

## 5月 総務・経理のお仕事カレンダー 5月の税務と労務



### 税務

- 4月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 5月10日(火)まで
- 令和4年3月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)  
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税は法人税の延長とセットで)。  
★3月末決算法人では令和3年度税制改正(所得拡大促進税制等)の適用に注意。  
→ 決算応当日(月末決算では5月31日(火))まで
- 令和4年9月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)  
→ 決算応当日(月末決算では5月31日(火))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち6月・9月・12月決算法人の中間申告と納付 → 決算応当日(月末決算では5月31日(火))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち2月・3月決算法人(申告期限延長の場合は1月・2月・3月決算法人)を除く法人の中間申告と納付  
→ 決算応当日(月末決算では5月31日(火))まで
- 自動車税(種別割)の納付 → 道府県条例指定日まで
- 個人住民税(都道府県民税及び市町村民税)の特別徴収額の通知  
★令和4年6月から翌年5月支給の給与より控除 → 5月31日(火)まで

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(4月雇入分)  
→ 5月10日(火)まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の4月雇入・離職分) → 5月31日(火)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(4月分) → 5月31日(火)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

### Column

#### 5月に注意すべき改正

令和4年3月末決算法人の確定申告期限は原則令和4年5月末で、申告にあたっては令和3年度税制改正を考慮する必要があります。また、令和4年5月は企業型DC(確定拠出年金)についても一部改正の施行があるため、それぞれ税務・労務上の注意点を記載します。

#### 【税務上の注意点】

中小企業者等の法人に係る「所得拡大促進税制」及び全ての法人に係る「人材確保等促進税制」の内容が、令和3年度税制改正においてそれぞれ見直されています。これらの改正は令和3年4月1日以後開始する事業年度から適用されますので、令和4年3月末決算法人では見直し内容に注意が必要です。

#### 【労務上の注意点】

高齢期の就労が拡大する中で長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう年金制度の改正が行われ、企業型DCでも令和4年5月から加入者の加入可能年齢が引き上げられます。企業型DCの加入者としてとることができるのは、改正前は60歳未満の厚生年金被保険者及び同一事業所で継続して使用される厚生年金被保険者に限り60歳以降65歳未満でしたが、改正後は継続要件がなくなり、厚生年金被保険者であれば70歳未満まで加入者としてとることが可能となります。



令和5年10月  
から始まる!

# インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

## インボイス発行事業者の公表

### 1 国税庁の公表サイト

昨年（令和3年）10月1日にインボイス発行事業者の登録申請が開始されました。税務署での登録処理が完了したインボイス発行事業者は、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」（以下「公表サイト」といいます）に公表されています。

公表サイトでは、受領したインボイスに記載されている番号が「登録番号」であるか、また、その記載された「登録番号」が取引時点において有効なものか（インボイス発行事業者の登録の取消等を受けていないか）を確認することができます。

### 2 公表される事項

公表される事項は、次のとおりです。

公表サイトに公表される事項	
法人	個人事業者
① インボイス発行事業者の名称	① インボイス発行事業者の氏名
② 登録番号	② 登録番号
③ 登録年月日	③ 登録年月日
④ 登録取消年月日、登録失効年月日	④ 登録取消年月日、登録失効年月日
⑤ 本店又は主たる事務所の所在地	個人事業者から申出があった場合には次の事項も追加
	⑤ 主たる事務所の所在地等（1箇所）
	⑥ 主たる屋号（1つ）

※人格のない社団等の本店又は主たる事務所の所在地は、申出があった場合に公表されます。

### 3 個人事業者は屋号等を公表することができる

個人事業者は、税務署長への申出をして、「屋号」や「事務所の所在地」を公表することができます。申出により公表できる屋号（又は事務所の所在地）は、1つ（又は1箇所）です。複数の屋号や事務所の所在地を公表することはできません。

### 4 個人事業者は旧姓を使用することができる

個人事業者は、申出により、「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」又は「住民票に併記されている外国人の通称」を氏名として公表することや、氏名と旧姓（通称）を併記して公表することができます。

### 5 公表期間は登録の取消・失効後7年間

過去に行われた取引についても取引時点での取引先の登録状況を確認できるよう、登録の取消や失効があった場合でも、取消・失効後7年間は、インボイス発行事業者情報と取消・失効年月日が公表サイトに掲載され、7年経過後に公表サイトから削除されます。

### 6 登録番号による検索が可能

取引先の登録の有無を検索してみましょう。登録番号を入力して検索するしくみですが、法人は、法人番号の検索システムが付加されているので、名称等による検索が可能です。

個人事業者は、「登録番号」以外の例えば氏名や屋号などは、表記可能な字体に置き換えを行っている場合や同姓同名の場合など、正しく検索できない可能性もあるため、登録番号以外では検索できません。